

公 印 省 略
関 自 貨 第 1 5 2 4 号
20260210 関 東 第 1 7 号
公 取 企 第 2 3 号
令 和 8 年 3 月 1 0 日

関東商工会議所連合会
会長 小林 健 殿

国土交通省関東運輸局長
藤田 礼子

経済産業省関東経済産業局長
岩田 泰

公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当）
向井 康二

持続可能な物流の実現に向けた取引環境の適正化及び法令遵守の徹底について（要請）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流事業（運送業・倉庫業等）は、国民生活及び経済活動を支える重要な社会インフラですが、物流の2024年問題に引き続き直面しており、持続可能な物流の実現に向けて、担い手不足を解消する上で、物流の効率化（積載効率の向上等）、取引環境の適正化（荷待ち・荷役時間の削減、適正な運賃・料金の収受等）が喫緊の課題となっております。また、短時間の発注リードタイムや保管・荷役作業に係る業務負荷の増加などにより物流現場全体の効率的な運用にも影響が生じています。

これら物流分野の課題に対応するため法改正を進めており、本年4月からはドライバーの経済的・社会的地位の向上及び事業運営の適正化を目的としたトラック適正化二法^{*1}が一部施行され、荷主が、無許可の運送事業者（許可や届出なく有償で運送行為を行う違法なトラック。いわゆる『白トラ』）に委託した場合に罰則の対象となります。また、昨年4月の物流改正法^{*2}の一部施行に続き、本年4月からは一定規模以上の荷主等に対する規制的措施（中長期計画の作成や物流統括管理者の選任等）が始まります。

さらに本年1月に施行された取適法^{*3}では、適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託（特定運送委託）が追加となり、価格転嫁や取引の適正化を阻害する商慣習を一掃する仕組みも強化されました。

つきましては、持続可能な物流の実現のため、改めて下記事項について傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 労務費の上昇を含む必要なコストを適切に反映した適正な運賃・料金の収受に向けた協議を行い、契約内容の明確化・書面化を徹底していただくこと。また、燃料価格の下落のみをもって、一方的に取引価格の低減を行わないこと。
- 物流効率化の推進に関する基本方針^{*4}に掲げる目標達成に向けて、荷待ち・荷役時間の削減、積載効率の向上に一層努めていただくこと。
- 違法な白トラを利用することなく、各種法令を遵守した物流取引を行っていただくこと。
- 倉庫における入出庫の負荷軽減のための十分なリードタイムの設定、保管費用・労務費の上昇や荷役等の付加的な作業に応じた適切な寄託料等の協議を行うこと。

- ※1 トラック適正化二法・・・「貨物自動車運送事業法」と「貨物自動車運送事業の適性化のための体制の整備等の推進に関する法律」をいう。
- ※2 物流改正法・・・・・・・・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（新名称：物資の流通の効率化に関する法律）及び「貨物自動車運送事業法」をいう。
- ※3 取適法・・・・・・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいう。
- ※4 基本方針・・・・・・・・「貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」をいう。